

○ 座間市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定）【概要版】

1. 計画の性格

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定により、県行動計画に基づき市町村が作成する計画
- 市内に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進のため、基本的な戦略や対策実行上の留意点や国、県及び市等における対策推進のための役割分担について発生段階に応じた対策・行動を示す

2. 計画の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護
- 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

3. 計画の策定及び改定

- 国は、平成25年に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定し、令和6年に初めて抜本的改正を行った
- 県は、平成25年に「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、国の改定に合わせ、令和7年に改定を行った
- 市は、平成27年に「座間市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、県の行動計画が改定されたことを受け、今般改定する

4. 計画の期間

政府行動計画は、概ね6年ごとに改定について必要な検討を行うと規定されており、それに伴い県行動計画の見直しが行われた場合、市行動計画もこれに沿って対応

5. 計画の対象区域

市内全域

6. 計画の対象となる感染症

感染症の分類	概要
新型インフルエンザ等感染症	インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの、かつて世界的規模で流行したがその後流行することなく長期間が経過しているもの
指定感染症	現在感染症法で位置付けられていない感染症について、1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同様の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの
新感染症	人から人に伝染する未知の感染症であって、罹患した場合の症状が重篤であり、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

7. 改定の経緯・ポイント

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて県行動計画が全面改定されたことに伴い、市行動計画についても全面的に改定

- 感染症危機に対応できる平時からの体制作り、市民生活及び社会経済活動への影響の軽減及び基本的人権の尊重を目標とし、感染症危機に強くしなやかに対応できる社会を目指す
- 対象とする疾患を特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定
- 平時から県等の関係機関との情報共有、訓練等の実施をとおして連携を強化
- 各対策項目の取組を準備期・初動期・対応期の3期に分けて記載し、特に準備期の取組を充実
- 感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替についても明確化

○ 座間市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定）【概要版】

8. 対策の時期区分

現計画

未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内未発生期	県内では新型インフルエンザ等の患者が発生していないが、神奈川県以外の都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態
県内発生早期	神奈川県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接種歴を追うことが出来る状態
県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接種歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

改定計画

準備期 (平時)	新型インフルエンザ等が発生していない段階
初動期 (国内外での発生直後)	国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階
対応期 (市対策本部設置後)	<ul style="list-style-type: none">・封じ込めを念頭に対応する時期・病原体の性情等に応じて対応する時期・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期



○ 座間市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定）【概要版】

9. 計画の構成

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等
・感染症危機を取り巻く状況
・新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

第2章 行動計画の作成と感染症危機対策
・行動計画の策定及び改定

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等
・新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
・新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
・様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
・新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項
・対策推進のための役割分担

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点
・行動計画における対策項目等

第3章 行動計画の実効性を確保するための取組等
・行動計画等の実効性確保

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制
・準備期
・初動期
・対応期

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
・準備期
・初動期
・対応期

第3章 まん延防止
・準備期
・初動期

第4章 ワクチン
・準備期
・初動期
・対応期

第5章 保健
・対応期

第6章 物資
・準備期

第7章 市民生活及び社会経済活動の安定の確保
・準備期
・初動期
・対応期

○ 座間市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定）【概要版】

対策項目	準備期	初動期	対応期
実施体制	■情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施	■市対策本部の設置を検討	■地域の実情に応じた適切な対策を実施
情報提供・共有、リスクコミュニケーション	■新型インフルエンザ等に関する普及啓発、リスクコミュニケーション体制の整備を実施	■新型インフルエンザ等の特性、発生状況、有効な感染防止対策等を市民等に情報提供	■利用可能ならぬる情報媒体を整備・活用し、市民等に迅速かつ一体的に情報提供・共有を実施
まん延防止	■新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を実施	■市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等の実施	
ワクチン	■ワクチンの接種体制について、必要な準備を実施	■国や県の方針に基づき、接種体制を構築	■構築した接種体制に基づき、迅速に接種を実施
保健			■県が実施する保健対応業務等に協力
物資	■有事に必要な感染症対策物資等を確保		
市民生活及び社会経済活動の安定の確保	■国や県との情報共有体制の整備や物資及び資材の備蓄等を実施	■市民等に、社会生活継続のための感染対策等の他、必要となる対策の準備を要請	■新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を実施